

平成 14 年 12 月 24 日
三菱信託銀行株式会社

成年後見制度相談又は利用に関する協定締結について

本日、三菱信託銀行株式会社（取締役社長 内海暎郎）は社団法人成年後見センター・リーガルサポート（理事長 大貫正男）（ 1 ）と成年後見制度の相談又は利用に関する協定を締結いたしました。

近年、高齢化社会の到来に伴い成年後見制度への関心が高まりつつあり、当社とお取引のあるお客さまからのご相談も増えてきております。

これまで当社は、老後の財産運用で、また、遺言信託により遺言者の相続開始後における資産配分等の具体化をサポートしてまいりましたが、遺言者等お取引される方々が痴呆等のため判断能力が低下した場合の対応が課題となっておりました。

今回、成年後見制度について積極的な対応を行っているリーガルサポートと協定を締結することにより、高齢者・遺言者の老後における財産管理等の生活支援、遺言信託における死亡通知人の確保等といったリーガルサポートが提供する機能と、当社が提供する遺言信託、遺産整理業務等信託ならではの業務とを連携することが可能となりました。

当社では、今後とも老後の安定した生活から財産の円滑な承継に対するニーズに一貫してお応えできるよう、「財産承継」をキーワードに、信託商品の提供、業務提携による外部機能の提供等を通じ、お客様の財産に関する多様なニーズに対応し、安心をご提供してまいります。

（ 1 ）社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、日本司法書士会連合会が成年後見制度の受け皿として平成 11 年 12 月に設立。

主な業務・活動内容

- ・成年後見制度に関する相談、支援（任意後見、法定後見等）
- ・成年後見制度普及活動 他

支部数

- ・合計 50 支部（北海道 4 支部、その他都府県各 1 支部）

会員司法書士数（平成 14 年 12 月 5 日現在）3,092 名

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

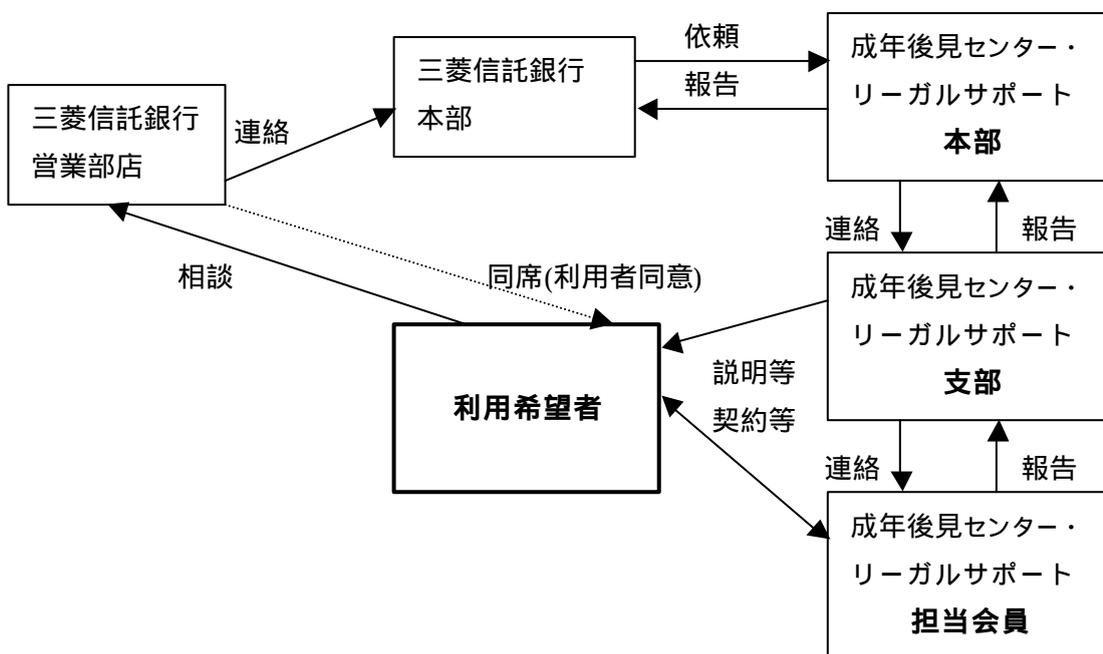
三菱信託銀行 経営企画部広報室

新妻

03 - 3519 - 3071

(別紙)

1. 成年後見制度相談利用に関する協定スキーム図



成年後見制度の利用にあたっては所定の手数料がかかります。

2. 成年後見制度について (法務省民事局資料より)

成年後見制度の概要

痴呆症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

以上